

東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物継続持込承認等の審査基準

平成 26 年 2 月 25 日副管理者決定

25 清施管第 2056 号

改正 平成 27 年 3 月 30 日 26 清施管第 2442 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日 27 清施管第 2593 号

改正 平成 29 年 3 月 28 日 28 清施管第 2554 号

改正 平成 30 年 4 月 18 日 30 清施管第 238 号

第 1 この基準は、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則（平成 12 年規則第 54 号。以下「規則」という。）第 3 条の 2 の規定による継続持込みの承認申請、東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け管理者決定 12 清総総第 15 号。以下「要綱」という。）第 15 条の継続持込みの承認及び同要綱第 17 条の変更内容に応じた手続に関する審査について、東京二十三区清掃一部事務組合行政手続条例（平成 12 年条例第 6 号）第 5 条の審査基準を定めることによって、審査に当たっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。

第 2 継続持込みの承認申請の際に、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 廃棄物処理手数料を滞納していないこと。ただし、管理者に承認された納付計画等により、滞納の解消を図っていると認められる者については、この限りでない。
- (2) 新規に継続持込承認申請を行う場合は、直近 2 か月間で平均週 1 回程度以上、事業系一般廃棄物を処理施設に搬入している実績があること。ただし、向こう 2 か月間で平均週 1 回程度以上継続して処理施設へ搬入する見込みがあるときは、それが客観的に認められる契約書の写し等の提出をもって、搬入実績に代えることができる。
- (3) 継続持込承認の更新申請を行う場合は、直近 1 年間の処理施設への搬入実績が概ね 1 週間に 1 回以上認められること。
- (4) 5 年以内に継続持込承認を取り消されていない者であること。

第 3 廃棄物継続持込承認申請書（規則別記第 1 号様式）及び廃棄物継続持込承認変更届（要綱別記第 5 号様式）について、次に掲げる事項に適合すること。

- (1) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
- (2) 別表に定める添付書類を完備していること。
- (3) 記載事項と各添付書類の内容が一致していること。
- (4) 実印（法人の場合は代表者印）が押印されていること。

第 4 廃棄物継続持込承認申請書及び廃棄物継続持込承認変更届並びに添付書類の記載内容について、次に掲げる事項に適合していること。

- (1) 一般廃棄物の排出場所が、特別区内であること。
- (2) 持込予定（平均）回数が週 1 回以上あること。
- (3) 運搬車両が、要綱第 4 条の基準を満たしていること。
- (4) 臭気や汚水又は飛散するおそれのある廃棄物を運搬する場合は、荷箱が密閉できる構造であること。

- (5)自らその一般廃棄物を運搬する事業者（以下「自己持込業者」という。）の場合には、次に掲げる事項に適合すること。
- (ア) 搬入する廃棄物が自己の事業活動に伴って発生した一般廃棄物であること。
 - (イ) 車両を3台以上登録する場合は、1台あたりの月平均稼働日数が20日以上であり、かつ1台あたりの月平均運搬量が20トン以上見込まれること。
- (6) 一般廃棄物収集運搬業者の場合には、取り扱う一般廃棄物の種類と持込承認廃棄物の種類の整合が取れていること。

第5 申請書の標準処理期間（窓口事務の処理に通常要する期間をいう。以下同じ。）は1か月とする。また、別表の変更申請の標準処理期間は即日とする。ただし、次に掲げる期間は、標準処理期間に算定しないものとする。

- (1) 申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数
- (2) 東京二十三区清掃一部事務組合の休日を定める条例（平成12年条例第2号）第1条に定める休日の日数

附 則

この審査基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成30年7月1日から施行する。